

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について

水田活用の直接支払交付金の見直しに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年3月23日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

のむらパターソン和孝

江川あや

塩尻英明

高橋紀博

高木ひろたか

まじま隆英

石川厚子

品田ときえ

松田ひろし

小松あきら

能登谷 繁

高見 一典

白鳥秀樹

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

昨年11月末に農林水産省が示した「水田活用の直接支払交付金の見直し」をめぐっては、生産現場に大きな混乱が生じている。

北海道では国の減反政策の下で主食用米からの作付け転換に協力してきた経過があり、既に長年水稻を作付けしていない農地も数多く存在するため、当該見直しは各生産現場に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

また、今後5年間の中で地域が将来あるべき姿を市町村内で議論していく必要があるが、その過程で生じた課題等については、生産現場の実態を考慮した対応を図る必要がある。

よって、政府においては、農業者が安心して営農を継続できるよう、次の措置を講じることを強く求める。

- 1 当該交付金については、食料自給率の向上や特色ある産地形成などに寄与していることから、今後も必要な予算を確保すること。
- 2 地域によっては、振興作物や農業用水の供給量、基盤整備の進捗状況などが大きく異なることから、生産現場の実態を考慮したきめ細かな対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会